**宅地建物取引士資格登録の消除**

**１．宅地建物取引士資格の登録の消除**

　 宅地建物取引士の資格登録は、①本人の申し出、②本人が死亡、③消除処分を受けない限り有効です。

**２．登録の消除手続き**

 (1) 申請・届出場所

高松市番町4-1-10 県庁東館７階

香川県土木部住宅課 総務・宅地建物指導グループ ℡(087)832-3582（直通）

 (2) 提出書類等

下記の表のとおり

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 必要とする書類 | 備 考 |
| ①本人の申し出 | 宅地建物取引士死亡等届出書 | ・提出部数 １部 |
| ②本人が死亡 | ・提出部数 １部・申請者はご家族・添付書類として戸籍謄本が必要です。（本人との続柄、及び本人の死亡が確認できるもの。） |
| ③消除処分 |  | 下記のいずれかに該当したときに消除します。・禁固刑以上の刑が確定したとき・宅建業法に違反して罰金刑以上の刑が確定したとき・傷害罪、暴行罪等の罪により罰金刑が課せられたとき |

（注） 宅地建物取引士証の交付を受けている場合は、香川県へ返納して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 |  | 添付状況 |
| 申請内容 |  申請者の確認 |  □ |
|  □　資格申請内容と添付書類の一致　　□　〔申請書内容と登録台帳の一致〕 |  □ |
|  添付 |  宅地建物取引士証の添付 |  □ |

（記 入 例）

 **様式第七号の二**（第十四条の七の二関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（A４）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | ４ | ０ |

宅地建物取引士死亡等届出書

 宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和 〇年　〇月　〇日

 香 川 県 知 事 殿

登録している知事あて

 届出者 住 所 香川県高松市天神前６－１

本人又は相続人等

 氏 名 香川 花子

＊

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  受 付 番 号 |  |  受 付 年 月 日＊ |  |  届出時の登録番号 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | ３ | ７ |  | ９ | ９ | ９ | ９ | ９ | ９ |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 宅地建物取引業法第18条第１項の登録を受けている者と届出人との関係 | １．相続人 ２．本人 ３．法定代理人 ４．同居の親族 |
| 届出の理由 | １．死亡２．法第18条第１項第１号３．法第18条第１項第２号４．法第18条第１項第３号５．法第18条第１項第４号６．法第18条第１項第５号７．法第18条第１項第６号８．法第18条第１項第７号９．法第18条第１項第８号10．法第18条第１項第12号 |
| 宅地建物取引業法第18条第１項の登録を受けている者の氏名 | 香川 太郎 | 性 別 | １．男 ２．女 |
| 生年月日 |  昭和２３ 年 ９ 月 １ 日 |
| 登録年月日 |  昭和５３ 年 ３ 月 １５ 日 |
| 本籍 | 香川県大川郡津田町○○番地○ |
| 住所 | 香川県高松市天神前△番地△ |
| 業務に従事する（又はしていた）宅地建物取引業者に関する事項確認欄 | 商号又は名称 | 番町不動産株式会社 |
| 免許証番号 |  国土交通大臣 | （ ３ ）第 ９９９９９ 　 号 |
|  香 川 県 知事 |
| 届出事由の生じた日＊ |  令和 〇 年 〇 月 〇 日 |